

岡山県中学校体育連盟専門部規定

- 第1条 岡山県中学校体育連盟規約第7条に基づき、専門部規定を作る。
- 第2条 設置する専門部は中体連規約に基づく。
- 第3条 各専門部に事務局を置く。事務局は理事長の勤務校に置く。
- 第4条 各専門部に次の役員を置く。
部長 1名 理事長 1名 副理事長 若干名
会計 1名（理事から選出） 理事 若干名（22～35名）
- 第5条 役員を選出について。
部長は理事長の勤務校の校長とする。（規約）
理事長・副理事長は理事の互選とする。
理事は各支部の代表者及び有識者。
有識者とは専門部に対し学識経験豊かで、理事会が推挙した者。
支部代表の理事が上記役職に選ばれたときは、その支部より理事を補充してもよい。
- 第6条 役員任期は2か年とする。但し重任を妨げない。
役員に欠員を生じたときは補充することができる。この場合前任者の残任期間とする。
- 第7条 会議は会長・部長の連名で招集し、議決事項は中体連理事会の承認を得ることとする。
- 第8条 大会競技役員（引率以外）の旅費は、内規第8章30条に基づき支給する。
- 第9条 専門部の経費は次にかかげるもので支弁し、理事長がその執務をとり、岡山県中学校体育連盟に決算報告をする。
専門部費（強化事業費を含む）、寄付金、大会運営費一部負担金、強化事業補助費、その他
- 第10条 その他は中体連規約に従う。
- 第11条 必要に応じて、内規を設けることができる。

付 記

- ・平成22年 3月 5日 改正
- ・平成26年 3月 7日 改正